

サービス提供体制強化加算について（令和3年4月～）

1. 概要

サービス提供体制強化加算は、介護従事者の専門性等を適切に評価したキャリアアップの推進と、早期離職の防止・定着推進を目的とし、設定されています。

サービス提供体制強化加算の算定を希望する事業所は、必要書類を作成し、加算の算定を希望する前々月の末日までに届け出てください。既に当該加算の届出をしている事業所についても、「3. 算定方法」により、加算の基準に適合するか計算してください。ただし、計算の結果、加算状況が変わらない場合は届出不要ですので、各計算書を事業所において保管してください。

2. 算定要件

加算の算定要件は、次のとおりです。

通所型 サービス	介護福祉士を70%以上配置又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	(Ⅰ) を算定
	介護福祉士を50%以上配置	(Ⅱ) を算定
	介護福祉士を40%以上配置又は7年以上の勤続年数のある者を30%以上配置	(Ⅲ) を算定

3. 算定方法

職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度の実績の平均（4月～2月）に基づき計算します。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出月の属する前3月について計算します。

前3月の実績により計算した場合は、届出以降、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。割合を下回った場合、加算の取り下げが必要です。

4. 届出書類

加算の基準に適合し、事業所評価加算の算定を新たに希望する事業所は、次の書類を提出します。

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙26）
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）
- ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（通所型サービス）（別紙29）

※当該加算の算定要件に当てはまらなくなった場合は、届出書類のうち、「①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙26）」及び「②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）」を提出してください。